

● 東京都告示第千百十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年十一月一日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

大田区平和島一丁目一番一の一部及び同番二
令和六年十月十七日

令和六年十一月一日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(立川市若葉町
四丁目地内)

● 東京都告示第千百十七号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月一日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

変更に係る道路の種類
変更年月日
変更に係る道路の位置
幅員(単位メートル)

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和六年十一月十八日 小金井市貫井
第一項第五号 南町三丁目四百九十二番二 延長一二・三六
の規定による 道路
十九及び同番 三十の各一部 幅員四・〇〇

● 東京都告示第千百十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」といいう。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十一月一日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(立川市若葉町
四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふつ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

なし

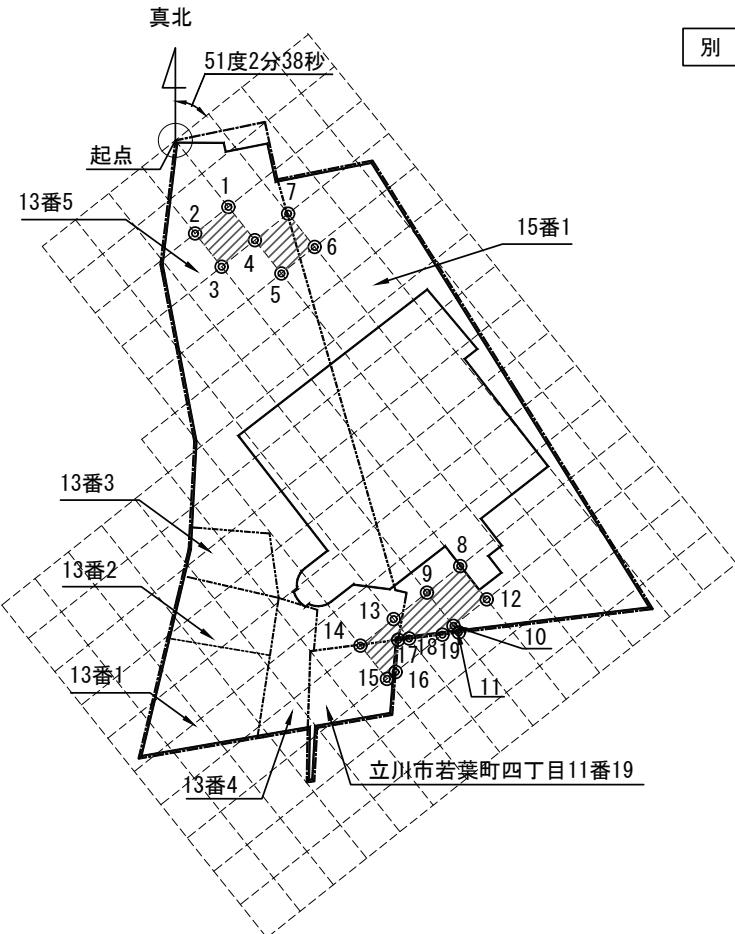
【格子の回転角度（51度2分38秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】
起点は、座標(X, Y) = (-30266.744, -36163.083) とする。
※座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

点名	X 座標	Y 座標
起点	-30266.744	-36163.083
1	-30282.384	-36150.618
2	-30288.617	-36158.438
3	-30296.437	-36152.205
4	-30290.205	-36144.385
5	-30298.025	-36138.152
6	-30291.792	-36130.332
7	-30283.972	-36136.565
8	-30366.819	-36096.112
9	-30373.051	-36103.932
10	-30380.871	-36097.699
11	-30382.424	-36096.462
12	-30374.639	-36089.879
13	-30379.284	-36111.752
14	-30385.516	-36119.572
15	-30393.336	-36113.340
16	-30391.710	-36111.300
17	-30384.146	-36110.707
18	-30383.834	-36108.126
19	-30382.941	-36100.297

別図



● 東京都告示第千百十九号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和六年十一月一日

東京都知事 小池百合子

五号

一 公の施設の名称及び所在地

日比谷公園大音楽堂 東京都千代田区日比谷公園一番

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
東京南部パークスグループ 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号 公益財団法人東京都公園協会内

三 指定の期間

令和六年十一月一日から令和七年九月三十日まで

● 東京都告示第千百二十号

令和六年東京都告示第四百五十九号（都立公園の有料施設の使用料の徴収委託）の一部を次のように改正する。

令和六年十一月一日

東京都知事 小池百合子

二中「令和七年三月三十一日」を「同年九月三十日」に改める。

● 東京都告示第千百二十一号

令和六年東京都告示第四百六十八号（都立公園及び公園施設に係る写真撮影のための臨時の占用及びその他の占用に係る占用料の徴収委託）の一部を次のように改正する。

令和六年十一月一日

東京都知事 小池百合子
二中「令和七年三月三十一日」を「同年九月三十日」に
改める。

◎東京都告示第千百二十二号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)
第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用

料(予納金を含む。)の徴収の事務については、地方自治

法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二

号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前

の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五

十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託した

ので告示する。

令和六年十一月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京南部パークスグループ
(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号 公益

財団法人東京都公園協会内
二 委託期間 令和六年十一月一日から令和七年三月三十

◎交通局規程第五十四号

東京都交通局地下高速電車係員規程の一部を改正する規
程を次のように定める。

令和六年十一月一日

東京都交通局長 久我英男

三 委託期間 令和六年十一月一日から令和七年三月三十
一日まで

三 委託施設 日比谷公園の大音楽堂

規 程(交)

臨時のな占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務
については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令
(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づ
き、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年
政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、
次のとおり委託したので告示する。

令和六年十一月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京南部パークスグループ
(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号 公益
財団法人東京都公園協会内
三 委託施設 日比谷公園の大音楽堂

二 委託期間 令和六年十一月一日から令和七年三月三十
一日まで

規 程(交)

「整備区」
車両技術センター長
車両技術センター助役
車両技術センター指導
車両技術センター助役補
車両技術センター
第二十五条の二十の次に次の五条を加える。
(車両技術センター長)
第二十五条の二十一 車両技術センター長は、車両検修場
長の命を受け、所属係員を指揮監督して、車両技術セン
ターに関する業務を処理し、車両検修場長が不在のとき
は、その関係職務を代行する。
(車両技術センター助役)
第二十五条の二十二 車両技術センター助役は、車両技術
センター長の指揮を受け、これを補佐して所属係員を指
導し、車両技術センター長が不在のときは、その関係職
務を代行する。
(車両技術センター指導)
第二十五条の二十三 車両技術センター指導は、車両技術
センター長の指揮を受け、車両技術センターの指導に従
事し、車両技術センター助役を補佐する。
(車両技術センター助役補)
第二十五条の二十四 車両技術センター助役補は、車両技
術センター長の指揮を受け、車両技術センターの指導に従
事し、車両技術センター指導を補佐する。
(車両技術センター)
第二十五条の二十五 車両技術センターは、車両技術セン
ター長の指揮を受け、車両の保守管理に関する業務に從
事する。

◎東京都告示第千百二十三号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)
第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占
用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための

東京都交通局地下高速電車係員規程(昭和三十五年交通
局規程第十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十五条の十六」を「第二十五条の二十五」
に改める。

第二十二条第一項の表中「整備区」を

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)
第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占
用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための

第三十二条第一項の表中「信号通信工事区」を

「信号通信工事区
設備改良工事区長

設備改良工事助役 設備改良工事助役補 設備改良工事区

第五十六条の次に次の四条を加える。

(設備改良工事団長)

第五十六条の二 設備改良工事区長は、電気総合管理所長の命を受け、所屬係員を指揮監督して、設備改良工事区に関する業務を処理し、電気総合管理所長が不在のときは、その関係職務を代行する。

第五十六条の三 訴訟權

第五十六条の二 設備改良工事助役は、設備改良工事区長の指揮を受け、これを補佐して所属係員を指導し、設備改良工事区長が不在のときは、その関係職務を代行する。

(設備改良工事助役補)

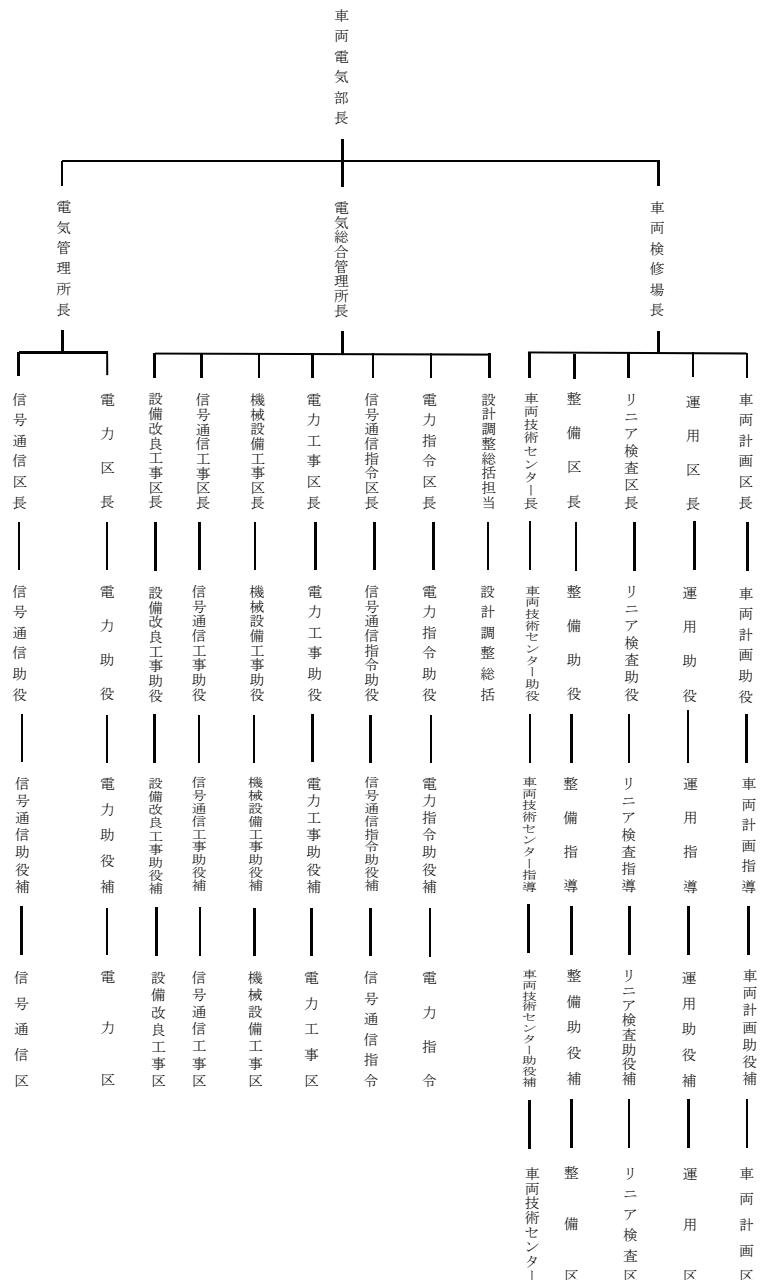
第五十六条の四 設備改良工事助役補は、設備改良工事区長の指揮を受け、設備改良工事区の指導に従事し、設備改良工事助役を補佐する。

(設備改良工事区)

第五十六条の五 設備改良工事区は、設備改良工事区長の

指揮を受け、電気関係施設の大規模改良工事の設計及び施工に関する業務に従事する。

地下高速電車係員職制及び指令系統車両電気部長の項を次のとおり改める。



この規程は、公布の日から施行する。
附 則

発行
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
○三(五三三二)一一一二(代) 都
郵便番号 163-8001

定価
一本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。) 三〇円

印刷所
電話 東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一
○三(五二七六)〇八一一(代) 鈴印刷株式会社

郵便番号 101-0051